

藤沢市告示第147号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

2026年（令和8年）5月12日

藤沢市長

鈴木 恒夫

1 指定及び委託を受けた者の名称及び住所

藤沢市藤沢388番地

株式会社サイオー神奈川支店

2 委託した公金事務に係る歳入の種類

藤沢市市民利用会議室条例（平成29年藤沢市条例第14号）別表に規定する
市民利用会議室及び備品に係る使用料

3 指定をした日

2026年（令和8年）4月1日

4 委託の期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで